

鳥取県立美術館応援製品の届出方法について

鳥取県教育委員会 鳥取県立美術館パートナーズ

2023年5月31日

【対象】

- ・ ロゴ・シンボルマークを使用した製品を企画・製造したい方（営利・非営利問わず）

【届出に必要な書類】

- ・ 届出用紙
- ・ ロゴ・シンボルマークを使用した製品のサンプル、イラスト、企画書など（任意様式）

【届出方法】

- ・ 届出様式をプレサイトからダウンロードいただき、必要事項を記載の上、美術館整備局へ電子メールにより提出してください。※郵送又は持参による提出も可能です

提出・問合せ先

鳥取県教育委員会事務局 美術館整備局 美術館整備課
〒682-0816 倉吉市駄経寺町 212-5 (倉吉未来中心 2 階)
電話 0858-47-3011 ファクシミリ 0858-47-3022
メール bijyutsukan-seibi@pref.tottori.lg.jp

【報告】

- ・ 製品の完成後、画像またはサンプルを美術館整備局まで提出してください。

【注意事項】

- ・ 鳥取県立美術館ロゴ・シンボルマーク運用ルールを必ずご確認ください、遵守するようお願いいたします。
- ・ 製品には必ず「鳥取県立美術館応援製品」である旨の表示を入れてください。表記場所・表現は任意とします。
- ・ 添付するサンプル、イラスト、企画書などは、ロゴ・シンボルマークと応援製品である旨の表示位置が分かるよう記載してください。
- ・ 届出の内容に不備がある、製品企画書に確認事項があるなどの場合は、こちらからご連絡する場合があります。その際、デザインの調整などをお願いすることがありますので、予めご了承ください。
- ・ 鳥取県立美術館応援製品は、開館後にミュージアムショップでの取り扱いを確約するものではありません。
- ・ 鳥取県の美術コレクションを使用した製品開発を希望される場合は、届出時にあわせてご相談ください。